

広島高速道路公社プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定

手続きに関する実施要領

(平成22年7月27日)

[沿革] 令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島高速道路公社が建設工事に係る調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、当該委託業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、複数の者から技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を特定するプロポーザル方式の手続きに関し、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この手続きは、次に掲げる委託業務のうち、理事長が必要と認める委託業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする委託業務は、本手続きの対象としないものとする。

- (1) 環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等、先例が少なく解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする業務
- (6) 標準的な業務の実施手法等が定められていない業務
- (7) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると理事長が認める業務

(プロポーザル方式の区分)

第3条 この手続きの方式は、次に掲げる区分によるものとし、必要に応じて業務内容に適した方式を選定する。

- (1) 技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式（総合評価型プロポーザル方式）
- (2) 企業の技術者の能力に重点を置いて評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式（技術者評価型プロポーザル方式）

(技術提案書の提出者の選定)

第4条 理事長は、第2条に規定する対象業務を発注しようとする場合、広島高速道路公社検討部会要綱（令和3年3月30日。以下「要綱」という。）第3条に規定する企画調査部会（以下「部会」とい

う。)の審議を経て、技術提案書の提出を求める者を選定し、技術提案書の提出要請書を送付することにより、技術提案書の提出を依頼するものとする。

- 2 前項に規定する技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、原則として広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者の中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を対象とし、技術提案書の提出の意思を確認の上、3から5者程度を選定するものとする。

(提出要請書)

第5条 理事長は、技術提案書の提出要請書において、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、第4号に規定する技術提案書を特定するための評価基準については、部会の審議を経て、理事長が決定するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明(目的、内容、成果品、履行期限等)
- (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) 契約書案、仕様書案
- (7) その他理事長が必要と認める事項

(技術提案書の特定)

第6条 理事長は、提出された技術提案書について、前条第4号に規定する技術提案書を特定するための評価基準に基づき、部会の審議を経て、当該委託業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

(非特定理由の説明)

第7条 理事長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知するものとする。

- 2 前項に規定する通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、理事長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 理事長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- 4 第1項から第3項までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項に規定する通知において明らかにするものとする。
- 5 第1項に規定する通知は、前条第2項に規定する通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第5条第4号に規定する技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から非特定としたのか明らかにするものとする。

(審議)

第8条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 技術提案書の提出を求める者に関する審査
 - (2) 技術提案書を特定するための評価基準に関する審査
 - (3) 技術提案書の特定に関する審査
 - (4) 業務中に技術提案の不履行が確認された場合の審議
- 2 委託業務を実施する主管課（以下「工事主管課」という。）は、部会へ審査又は審議に必要な資料を提出し、前項の各号に掲げる事項の審査又は審議を要請する。
- 3 要綱第4条に規定する部会長（以下「部会長」という。）は、必要があると認めるとき、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 4 理事長は、当該委託業務の内容が特に高度又は特殊なもので専門的な見地での審査が必要な場合等、必要があると認めるとき、部会に代わって学識経験者等からなる委員会を設置して、第1項から第3項に規定する事項を審査させることができる。
- 5 工事主管課は、第1項第1号から第3号に規定する審議を完了した後、第4条から第7条までに規定する所要の手続きを行う。
- 6 部会長は、第1項第4号に規定する審議を完了した後、審議結果について、工事主管課と共同して経営会議で報告、又は必要に応じて審議するものとする。

(留意事項)

- 第9条 第5条の各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意するものとし、第1号から第9号まで及び第12号に規定する事項にあつては技術提案書の提出要請書において明らかにするものとする。
- (1) 提出書類の簡素化等を図るため、業務内容に応じて具体的な技術提案を求めるテーマを明示し、当該テーマに対する提案を求めるものとする。この場合において、提出を求める書類は、必要最小限とするものとする。
 - (2) 説明書、及び技術提案書の提出要請書には、提出書類の様式を定め、頁数や図表枚数を規定するものとする。
 - (3) 技術提案書の特定に当たっては、原則として配置予定管理技術者を対象に技術提案書の内容についてヒアリングを実施するものとする。なお、必要に応じ、配置予定担当技術者を対象に加えてヒアリングを実施することができる。
 - (4) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準及び技術提案書を特定するための評価基準の説明書又は技術提案書の提出要請書への記載に当たっては、評価項目、評価の着目点、判断基準及び評価項目の配点を明示するものとする。
 - (5) 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、技術提案書にその旨を明記させるものとする。
 - (6) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
 - (7) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。
 - (8) 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - (9) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあるものとする。
 - (10) 特定された技術提案書の内容については、当該委託業務の特記仕様書に明記するものとする。
 - (11) 工事主管課は、特定された技術提案書の内容の履行状況について確認するものとする。
 - (12) 受注者の責めにより、技術提案書の内容が実施されなかった場合、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、委託業務の業務成績評定の減点対象とするものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。